

## 平成 23 年度 各地区電子政府推進員協議会（地域懇談会）開催結果

平成 24 年 2 月～3 月の間に、北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州の 8 地区において、下記のとおり、電子政府推進員協議会（地域懇談会）を開催しました。

平成 23 年度各地区電子政府推進員協議会（地域懇談会）の開催状況

地区名	日時	開催場所	参加人数
<a href="#">北海道地区</a>	2 月 21 日(14 時～16 時)	札幌市	4 名
<a href="#">東北地区</a>	2 月 9 日(同上)	仙台市	3 名
<a href="#">関東地区</a>	2 月 16 日(同上)	千代田区	6 名
<a href="#">中部地区</a>	2 月 14 日(同上)	名古屋市	5 名
<a href="#">近畿地区</a>	2 月 23 日(同上)	大阪市	4 名
<a href="#">中国地区</a>	2 月 22 日(同上)	広島市	5 名
<a href="#">四国地区</a>	2 月 29 日(同上)	高松市	3 名
<a href="#">九州地区</a>	3 月 1 日(同上)	福岡市	4 名

(注) 電子政府推進員協議会については、平成 22 年度までは、原則として各地区の全ての電子政府推進員を対象に開催してきましたが、23 年度以降は、電子政府推進員の活動状況や検討テーマ等を踏まえ、参加人数を絞った懇談会形式で開催することとしました。

地域懇談会では、事務局（総務省行政管理局）から、「新たなオンライン利用に関する計画」（平成 23 年 8 月 3 日 IT 戦略本部決定）の概要と同計画に基づく取組の現状、電子政府の総合窓口（e-Gov）の見直し等について説明を行い、意見交換を行いました。

今回、電子政府推進員から提出された意見・要望等については、今後の業務プロセス改革の推進や e-Gov の見直し等に活用することとしています。

### 【議事次第】

- 1 開会
- 2 「新たなオンライン利用に関する計画」の概要とこれに基づく取組の現状（行政手続のオンライン利用の促進、業務プロセス改革の取組等について）
- 3 e-Gov の見直しについて
- 4 意見交換
- 5 閉会

## 東北地区電子政府推進員協議会（地域懇談会）

日 時：平成 24 年 2 月 9 日（木）14:00～16:00

場 所：仙台第 2 合同庁舎（仙台市）

出席者：電子政府推進員（敬称略）

石倉 伸一（社会保険労務士、地区会長）

屋島 正機（オピニオンリーダー（IT コーディネータ））

長谷川 憲二（行政書士）

事務局職員



議事概要（主な意見・要望等）

### 1 業務プロセス改革について

- ・ 離職票の交付を伴う雇用保険被保険者資格喪失届の電子化は画期的だ。これが労働保険・社会保険関係手続の電子申請全体に非常にいい影響を与えるのではないかと期待している。
- ・ 社会保険労務士による送信代理を、健康保険関係の給付や年金の裁定請求、雇用保険の給付関係などにも活用できれば、さらに電子申請の利用促進が図れるのではないかと。
- ・ 雇用保険被保険者資格喪失届の確認通知書で、従来は事業者と被保険者で 1 つのファイルだったものが 2 つのファイルに分かれたので、一度に印刷できなくなり、少し不便になったと思う。
- ・ 労働保険関係のオンライン申請と比較すると、社会保険関係の電子申請はまだまだ使いにくい。1 つの申請に 6 つのファイル（構成情報等）が必要になることもあり、途中で何をやっているのか分からなくなることがある。
- ・ 現状ではオンライン利用率は総じて低いですが、パソコンを使いこなす世代が高齢になるにつれ、オンラインの利用率も上がってくるのではないかと。また、土業によって、オンライン申請を上手に利用している人とそうでない人がいるように思う。IT の知識がある人でも、オンライン申請をしていない人がいるので、例えば、土業別に利用説明会を積極的に開催するなどして利用機会の拡大を図る必要があるのではないかと。
- ・ 今般の東日本大震災でデータが消失したケースもあったので、クラウド技術等を活用した情報の管理やリスク管理は重要な課題である。また、地方公共団体については、個々にシステムを整備するのではなく、システムを広域化することでコストの削減が期待できる。
- ・ オンライン申請システムの中には、ブラウザのバージョンが上がると使えない場合があ

り、とても不便だ。

- ・ 自動計算・入力等ができる申請システム（e-Tax 等）は利便性が実感できるので、他のシステムでもそうした機能を付加（例えば、雇用保険被保険者資格喪失届の離職票の賃金支払対象期間・日数等の自動入力など）するなどすれば、土業だけでなく、一般の人も自分で申請するようになるのではないか。
- ・ 電子公証は、経済的なメリットは大きいですが、事前に電子申請してから公証人のもとに行くのでひと手間増えており不自然さを感じる。
- ・ 宅建業電子申請システム（23 年末で休止）は、オンラインでの申請はできたが、書類作成の手間は変わらず、役所に行く手間が若干減っただけ。遠隔地の人にはメリットがあったが、そうでない人はそれほどメリットを感じなかった。また、オンラインといいながら、私の住んでいる県ではペイジーに対応していなかったため、別途県証紙を買いに行った。
- ・ 法務省の「登記・供託システム」は、Java Update の必要がなくなったのですっきりした。以前のシステム（法務省オンライン申請システム）と比べると使いやすくなったと思う。しかし、検索して登記事項証明書を取ろうとすると民事法務協会のホームページにつながって Java の Update が必要になる。また、Java は英語のサイトにつながるので不安なのだが、会員向けの研修会などでは、受講者に対し、それは安心してクリックしていいと説明している。
- ・ 成年後見の登記事項証明書は、土業が代理申請する場合において、本人の電子署名を省略（委任状等で代替）できればオンラインの利用は伸びるだろうが、本人の承諾を前提として、行政機関がその内容を確認することができれば（バックオフィス連携）負担は相当軽減すると思う。

## 2 e-Gov について

- ・ トップページデザインの通常版は、自分が想定していた以外の情報が得られるので必要ではないか。
- ・ 目的の情報に早くたどりつくには簡易版のようなデザインも必要だ。両方あった方がよいと思う。
- ・ 東日本大震災のリンク集はタイムリーでよかったが、実際の被災者がどう見ていたかは気になるどころだ。
- ・ e-Gov に東日本大震災関連のリンク集があることがあまり伝わっていなかったのではないか。震災関連情報については、国よりも各自治体のホームページを見て情報を得ていた。
- ・ e-Gov 電子申請の事前準備に関して、職場の PC にシルバーライトは入っていないが、シルバーライトが必要ならばインストールすることになるだろう。
- ・ 電子申請は、事前準備がスムーズにいかないと、その段階でつまづいてやめてしまう人が多いので、事前準備はもっと簡単にできるようにすべきだ。特に、慣れない人は“Java”という言葉自体に抵抗感がある。私が所属している団体では、会員のために、初期設定の方法についての画面案内を団体のホームページに掲載するなどの工夫をしている。
- ・ 電子申請の操作方法を知るために、電子政府利用支援センターに「役員ごとのファイルを添付するときに、まとめてできるのか」と尋ねたら、手続の内容については所管の行政機関に聞くよう言われたことがあった。しかし、この質問はパソコンの操作方法に関するものなので、質問の内容をよく聞いて適切な対応をしていただきたい。
- ・ e-Gov のスマートフォン、タブレット型 PC への対応は必要だ。特に、情報提供は常に使

う側を意識して対応していかないといけない。その一方、電子申請については、現状ではデスクの前で行うのが一般的なもので、携帯端末等への対応は必要ないのではないか。

- ・ 現状でもバージョンアップへの対応で大変なので、他のブラウザへ広げる必要はないのではないか。
- ・ ソーシャルメディアを意見・要望の受付窓口を活用できないだろうか。
- ・ 東日本大震災発生時における各府省や地方公共団体などのツイッター対応は評価している。

(以上)

## 中部地区電子政府推進員協議会（地域懇談会）

日 時：平成 24 年 2 月 14 日（火）14:00～16:00

場 所：名古屋合同庁舎第 2 号館（名古屋市）

出席者：電子政府推進員（敬称略）

岩田 彰（オピニオンリーダー（大学教授） 地区会長）

井上 新（税理士）

水谷 公孝（司法書士）

立岩 優征（社会保険労務士）

本間 大介（行政書士）

事務局職員



議事概要（主な意見・要望等）

### 1 業務プロセス改革について

- ・ 国税庁が実施したオンライン利用手続の停止に関するパブリックコメントに対する意見を提出した。電子申請の利便性を考えたら、停止すべきではないと最初は思ったが、利用を停止する手続は紙での申請さえないものや年間の申請件数が 1～2 件しかないものなので、費用対効果の観点からみれば、オンライン利用の停止もやむを得ないのではないかと思う。
- ・ そもそも申請が無いような手続は、手続を廃止するなどの見直しを行うべき。
- ・ 公的個人認証等電子証明書が普及しない現状において、オンライン申請が伸びない手続は、ICT 活用率（インターネットを利用して申請をした件数だけでなく、光ディスクや磁気ディスクを提出して行った手続の件数や住基ネット等の情報連携を通じて行った手続等の件数を加えた申請等件数の総申請等件数に占める割合）の目標を設定し、まずはそこを伸ばす努力をしていけばいいのではないかと思う。
- ・ 業務プロセス改革計画において、個別手続の目標設定が必要なことは理解できるが、業務全体の改革目標や哲学（考え方）その結果としてユーザー側にどのような効果があるのかを、定量的に示せると国民の理解が得やすいと思う。
- ・ 行政書士がかかわる業務は国の手続よりも地方自治体の業務に関係するものが多い。建設業の大臣許可などの電子申請が進めば、それに対応して地方自治体の手続も電子化が進むのではないか。
- ・ 定款認証は電子申請と言えるのか。オンライン申請をしても結局公証人役場に出向く必

要があり、利便性の面から言えば、結局出向くのなら紙申請の方が楽である。電子データは使えるところがないので実質的なメリットはない。印紙代がかからないのは、課税根拠がないため、課税される方向になれば誰も利用しなくなる。

- ・ 経済的なインセンティブの付与は重要だ。業務プロセス改革計画（案）には、24年度は23年度に比べ軽減額が減少し、25年度は軽減措置の予定すらないとあるが、これはインセンティブの向上と矛盾する。不動産の登録免許税の軽減措置がなくなった場合、オンラインでの利用が激減するのではないかと心配している。

また、e-Tax で電子申告をするたびに税額控除ができれば、オンラインでの利用がさらに増加し、税務署の事務処理も効率化するのではないかと。

これら経済的なインセンティブの付与の継続が困難ならば、オンラインでの申告や申請の場合の期限（締め切り）を延長するなど、オンラインのメリットを目に見える形で利用者に還元する方策を検討すべきだ。

- ・ 社会保険・労働保険関係のオンライン申請を飛躍的に増加させるには、大企業が設立している健康保険組合の手続のオンライン化対応が必要不可欠だ。また、離職票を伴う雇用保険被保険者資格喪失届の電子化は評価しているが、その推進力となったのは、社会保険・労働保険分野において、オンライン申請の一括送信が可能になったことだ。今後は、従業員の多い大企業を中心にオンライン利用の普及・拡大を図れば、オンライン利用も拡大していくはずである。
- ・ 不動産登記における登記原因証等の添付は、いわゆる空登記を防止するためと聞いているが、士業者が代理申請する場合には、士業者に対する罰則等の措置があるので、労働保険関係のオンライン申請にあるような照合省略や、e-Tax のように添付情報の申請人側の保管による添付書類省略の例を参考に、添付や原本提示義務を省略するなどの措置を認めてほしい。
- ・ 登記所によっては、電子申請における登記原因証等の扱いが区々となっているようだ。とりあえず PDF が添付されていれば受理するところもあれば、1文字でも間違っていたら受理しないところもある。紙申請より不利な対応はやめていただきたい。

## 2 e-Gov について

- ・ 現行のトップページは情報メニューが多く、簡易版のページの方が分かりやすくよい。
- ・ 提供している情報を、韓国政府のホームページのように「個人向け」、「事業者向け」、「政府向け」といったように、対象者ごとに整理してはどうか。
- ・ 利用者が申請したい手続が、オンライン申請可能か否か、可能であればどこでできるのか、わかりやすく見ることができるサイトである必要がある。
- ・ 簡易版を自分でカスタマイズできるようにしてほしい。
- ・ キーワード検索だけでなく FAQ を設けることで情報が探しやすくなるのではないかと。
- ・ 似たような行政機関のサイトがあり、e-Gov が何を目的としたサイトなのかよく分からなくなっている。他の行政機関のサイトとの棲み分けをもっと明確にすべきだ。
- ・ 東日本大震災関連の情報を e-Gov で提供すべきか疑問である。地方自治体のホームページで直接確認することが多いのではないかと。
- ・ 電子申請における Java はバージョンアップへの対応などが大きな手間となっている。主な申請システムの中でこれを利用しているのは e-Gov くらいだ。
- ・ 情報提供における携帯端末への対応は必須だと思う。電子申請についても、事業者向け

としてはあまり必要ないかもしれないが、個人向けの簡単な申請などは携帯端末でもできるようになれば良いと思う。

- Firefox や Chrome など他のブラウザへの対応については、コストの面から、すべてのブラウザに対応するのは難しいだろうから、いくつか絞らざるを得ないだろう。
- ソーシャルメディアは積極的に活用して情報提供をしてほしい。
- 各省庁ホームページ等の新着情報をツイッターなどでまとめて発信し、興味のある省庁の情報だけを入手できるような機能がほしい。各省庁の新着情報の更新に併せて自動的にツイッターを更新するような仕掛けにできないか。
- 文章だけの情報提供には限界がある。e-Gov 簡易版にも各省庁の動画サイトへのリンクがあるが、各省庁はもっと動画で情報を発信するべきだ。

(以上)

## 関東地区電子政府推進員協議会（地域懇談会）

日 時：平成 24 年 2 月 16 日（木）14:00～16:00

場 所：中央合同庁舎 2 号館

出席者：電子政府推進員

小尾 敏夫（オピニオンリーダー（大学教授）、地区会長）

奥澤 誠（税理士）

山田 猛司（司法書士）

中原 照泰（土地家屋調査士）

村田 幹昌（社会保険労務士）

中西 豊（行政書士）

事務局職員



議事概要（主な意見・要望等）

### 1 業務プロセス改革について

- ・ eLTAX（地方税ポータルシステム）の申請データの送信先を 1 か所にし、受信後に各市町村にデータを振り分けることができるようにすべき。また、e-Tax と eLTAX の手続（国税と地方税の手続）がまとめて行えるようになるのが最も望ましいことだ。
- ・ e-Tax が 24 時間稼働している期間中は、eLTAX の稼働時間も 24 時間対応にしてほしい。
- ・ e-Tax で確定申告する場合、第三者作成書類（医療費の領収書、寄付金控除の証明書、給与所得等の源泉徴収票等）は添付が不要とされているが、その他の書類は郵送で送付することになっているので、別途郵送方式を廃止するか又は PDF 等のファイルを添付して送信できるようシステムを改善してほしい。
- ・ 税理士が代理送信をした場合、税理士が納税者のメッセージボックスの全情報を参照できるようにしてほしい。
- ・ 電子申請の場合の納税証明書の交付請求手続について、納税者の委任を受けた税理士が代理申請できるようにしてほしい。
- ・ 電子申告をする場合には、1 回限りではなく、毎回税額控除が可能となるような経済的なインセンティブを付与してほしい。
- ・ 雇用保険関係の手続は、以前、都道府県に事務委託していた関係で、添付書類等の対応は各都道府県によって区々となっていたが、離職票を伴う雇用保険被保険者資格喪失届のオンライン化等を契機として一律な対応になりつつあると感じている。今後も、八ローワ



ークによって取扱いが区々とならないようにしてほしい。

- ・ 被扶養者届と国民年金第3号被保険者関係の申請を一元化できないか。住所変更届についても、基本的に被扶養者がいるので、第3号被保険者の住所変更届と一元化できないか。
- ・ 就業規則や36協定等の電子申請をもっと進めたほうが行政側も書類の保管の手間が無くなるのではないかと。また、公文書の電子化をもっと進めるべきだ。
- ・ 不動産登記申請関係の添付書類の中で、委任状は認印だけでいいものが多いので、別途郵送等の方法を採用する必要はないのではないかと。
- ・ 住民票コードをオンライン申請にもっと活用し、住民票をわざわざ取得して、行政機関に提出する必要がないようにすべき。
- ・ 不動産の表示登記は原本をPDFで送付できるが、後日登記所で提示する必要があるため、二度手間となっている。この手続を省略できれば、オンラインの利用はもっと拡大するだろう。
- ・ 行政書士が扱う手続は電子申請ができないものが多い。また、宅建業の電子申請システムはすでに運用を停止しているが、利用が低調だった理由は、添付書類が多いことと後日書類を郵送する必要があったためだと思う。可能な限りオンラインで手続が完結する方法を考えるべきだった。
- ・ 自動車の新規登録(OSS)については、個人の電子申請は進んでおらず、ディーラーが委任状をPDFで送るいわゆる「ハイブリッド方式」と呼ばれる方法での電子申請の利用が多いのが実態だ。したがって、ユーザーをディーラー中心にするのであれば、申請システムもその申請形態に見合った方法で手続やシステムを改善すべきだ。  
また、ナンバープレートの交付やその封印のため、一度は出頭しなければならないので、そのことも電子申請が普及しない原因になっているのではないかと。軽自動車には封印制度がないので、普通車もこれを撤廃するなどして手続を簡素化すべき。
- ・ 商業登記の登記事項証明書を添付書類として提出する場合には、申請書に法人番号を記入することで提出を省略できないか。
- ・ 登記完了の通知メールは番号しか記載されておらず、何に関するメールかわからないので、リンクを貼り付ける等にもう少し内容が分かる情報があるとありがたい。
- ・ 国のオンライン利用に関する目標や展望をしっかりと持つべき。紙申請とオンライン申請が併存する状態をいつまでも継続させるのではなく、オンライン申請の義務化に向けた取組をしていくべきである。また、国は、情報システムの整備・運用に投じた費用(コスト)と投資効果(ベネフィット)を明確にすべきだ。

## 2 e-Gov について

- ・ 子供向けのページがあるというのはいいことだと思うが、高齢者向けのページも作ってはどうか。例えば、退職に当たって必要な手続が多数あり、煩雑なものとなっているので、その手間を軽減するのに役立つような情報提供をしてはどうか。
- ・ 東日本大震災発生時の情報提供については評価しているが、その一方で、災害には地域性があることから、地域における民間団体の活動を紹介するリンク集があればいいのではないかと。
- ・ 職業柄、普段は国税庁のホームページからe-Govの法令検索にアクセスしているのだが、e-Govからもっと簡単に国税庁やe-Taxのページに行けるのなら、e-Govをもっと利用するようになると思う。

- ・ e-Gov のサイトマップは、トップページの最下部に置かれているが、右上など見やすいところにあった方がよい。
- ・ 現在、e-Gov では国会の決議（法令制定時の付帯決議）が掲載されていないため、衆参の議事録を調べることになるが、これを e-Gov で閲覧できるようになればよい。
- ・ 社会保険・労働保険の一括申請を行う際、一部の社会保険労務士向け業務支援ソフトでは一括申請のデータが残っているとエラーになってしまうことがある。使い勝手の改善のため、ソフト開発業者に対する指導を行ってほしい。
- ・ 仕様公開を行う際、できるだけシステムを停止する期間を短縮してほしい。オンラインができない期間が長期化すると紙で申請しなければならなくなり、利用者に負担を課すことになるだけだ。

（以上）

## 北海道地区電子政府推進員協議会（地域懇談会）

日 時：平成 24 年 2 月 21 日（火）14:00～16:00

場 所：小樽商科大学札幌サテライト（札幌市）

出席者：電子政府推進員（敬称略）

平沢 尚毅（オピニオンリーダー（電子自治体等関係者） 地区会長）

梅澤 義男（土地家屋調査士）

菅田 真紀子（社会保険労務士）

江谷 清和（行政書士）

事務局職員



議事概要（主な意見・要望等）

### 1 業務プロセス改革について

- ・ IT戦略本部の電子行政に関するタスクフォースについて、直近の開催状況を見てみると、議題に対する深掘りが不十分という印象がある。
- ・ 登記申請について、昨年 2 月にシステム的大幅改修が行われ、使い勝手が向上したが、主なシステム利用者である地方法務局の職員と士業団体の意見・要望はいまだ十分に反映されていない部分がある。例えば、登記簿上は都道府県の表示がされないところ、システムから送られるデータには都道府県が記載されているため、現場レベルにおいて修正作業が必要となり、煩雑な面がある。
- ・ やっと離職票を必要とする雇用保険被保険者資格喪失届がオンライン化され、電子申請の割合も今後多くなって行くと思うが、添付ファイルの容量（300KB）数（5 ファイル）に制限があり、オンライン利用の大きな壁となっている。画像データを一旦 JPEG にして圧縮してから PDF 化するなどファイルサイズの調整を行っているが、対応にも限界があり、現実としては、ファクシミリによる送付が多くを占めている。これに限らず、紙文書と電子データの混在はなかなか解消されておらず、今後の課題である。
- ・ 労働保険関係成立届及び概算保険料申告書について、公文書としての控えが発行されず、コメントとして表示されるのみであるので、公文書化されることを要望する。
- ・ 社会保険と労働保険の手続は同一の府省が所管する手続であっても、要求される添付ファイルの形式が社会保険が JPEG、労働保険が PDF でシステム間の設計が統一されておらず、不便である。
- ・ 各府省の汎用受付システムは更改時期を迎えているタイミングでもあるので、総務省が

先導し、各府省間の横並びについても調整を行う必要があるのではないかと。

- ・ 業務プロセス改革について、オンライン化はあくまで手段であり、利用者の利便性の向上こそが重要であるというスタンスは評価できる。
- ・ 目標が見えない業務改善とならないためにも、利用者（土業等）にとってどれだけ業務が省力化されるのかという視点に立って、具体的な青写真を示す必要がある。重要なのは、市民がどれだけサービスを受けられるかという点であり、ユーザビリティは次の段階の話である。
- ・ 官だけでなく、民間も含めて今の仕組みをどう改善していくか考えていくことが重要である。e-Gov で仕様公開を行った結果、社労士向けの業務支援ソフトが充実したことは非常に評価できる。
- ・ 公的個人認証が必要となる手続は、IC カードリーダー・PC の利用が必須となるため、どうしても普及に限界がある。携帯電話の IC チップの情報を利用した認証の仕組みができれば良いと思う。
- ・ 不動産登記申請の代理人の委任について、書面で手続を行う場合は日付以外の事前の準備が可能だが、オンラインにおいては、本人に電子署名をしてもらう必要があり、その際署名の日付も明示されるので、売買等の原因発生以降にしか作業が行えないため、書面での手続と比較して不便である。
- ・ 公的個人認証については、転居した際に電子証明書が無効となるのは不便である。
- ・ 土業は現場で市民と直結しているので、土業を活用することで、リアルな市民サービスをリサーチすることが可能になるのではないかと。

## 2 e-Gov について

- ・ 簡易版のトップページは一覧性がある見やすい。
- ・ 電子申請のトップページについては、各省庁からのお知らせの分量が多く、申請の入口がずっと下の方にあり分かりにくいので、お知らせの部分を簡素化し、申請の入口を大きく表示するなど目立たせる工夫をしてはどうか。
- ・ フェイスブック等のソーシャルメディアは情報を広める力が強いので、e-Gov の新機能・改善点の紹介や、パブリックコメントの新規案件をお知らせするページを作る等、ソーシャルメディアを活用することで、利用者を拡大させることができるとともに、好印象を与えることができるのではないかと。
- ・ 東日本大震災関連情報のリンク集については、現行ページに組み込むのではなく、有事用として別ページを作成しておき、有事の際に切り替えるようにした方が国民の注意を喚起するために有効ではないかと。
- ・ 法令検索システムの利用は、PC のない環境においても需要が高いので、スマートフォンへの対応は有用であると思われる。
- ・ 電子政府利用支援センターの対応については、PC の操作に係る内容であっても、手続と一連のフローになると考えられるようなもの（IE のバージョン対応等）にも応じられるようにしておかなければ、PC の操作に慣れていない者、電子申請に必ずしも積極的ではない者は紙申請に流れてしまうのではないかと。
- ・ e-Gov について、民間との連携により運営するようなビジネスモデルが考えられないかと。

（以上）

## 中国地区電子政府推進員協議会（地域懇談会）

日 時：平成 24 年 2 月 22 日（水）14:00～16:00

場 所：広島合同庁舎第 3 号館（広島市）

出席者：電子政府推進員（敬称略）

大場 充（オピニオンリーダー（大学教授） 地区会長）

高橋 誠（税理士）

末廣 浩一郎（司法書士）

堀口 良三（土地家屋調査士）

三登 陽子（行政書士）

事務局職員



議事概要（主な意見・要望等）

### 1 業務プロセス改革について

- ・ 業務プロセス改革による効果（指標等）については、過疎地などの住民サービスのように利用件数だけでみれば切り捨てられるところも評価できるよう、配慮してほしい。
- ・ 国の手続のオンライン利用だけでなく、生活に密着した地方公共団体のオンライン利用が進んでいないので、今回の業務プロセス改革によって地方へもいい効果が広がることを期待している。
- ・ 電子入札については、府省やシステムによってブラウザのバージョンが異なるので、使いづらい。関係府省の中には、電子入札用のパソコンを別途用意するように言われるときもある。しかし、中小企業の場合、入札のためだけにパソコンを準備する余裕はないので、ブラウザのバージョンを統一するなど利便性を向上させる取組を進めてほしい。
- ・ 業務プロセス改革によって、行政内部の事務処理の効率化も進めてほしい。申請はオンラインで行うようになっても、行政機関側は電子化できておらず、紙で印刷して保存しており、保管場所が狭いといった話すら聞く。データ保存のメディアの問題もあるかもしれないが、可能な限り電子データでの保存を検討すべきだ。
- ・ 登記関係手続の添付書類については、土業の責任を明確にした上で土業が保存することで、添付書類の現物提示や別途郵送方式をなくすことを検討してほしい。
- ・ 国税のオンライン利用を拡大するには、地方税のオンライン利用の促進が必要不可欠なので、地方税のオンライン利用促進の取組を積極的に進めてほしい。
- ・ eLTAX は、e-Tax と違って、稼働時間内しか操作できないほか、繁忙期にもかかわらず 24 時間対応となっていないので、e-Tax の利便性を参考にもっと改善してほしい。

## 2 e-Gov について

- HTML を利用して電子申請システムが作成できれば、ブラウザへの依存が小さくなり、サポートするブラウザをあまり気にする必要は無くなるのではないかと。また、現行でも、特殊な機能を使わなければ保守に係るコストもあまり変わらないと思う。
- 情報提供機能については、スマートフォン対応は必須だと思う。若い人向けだけではなく、高齢者に対しても、e-Gov を利用し始めるきっかけのハードルが下がるになるのではないかと。電子申請機能については、すべての申請手続で対応する必要はなく、例えば、重点 71 手続のような申請件数が多い手続や、個人の方がよく利用する手続だけでも対応できたらいい。
- 現状において、申請書を携帯端末で作成しようとは思わないが、法令検索などの情報提供機能については、手軽に検索が出来るようになったらいいと思う。
- Chrome を利用して申請をしているが、申請作業において、多少画面レイアウトが見つづらくとも作業ができれば、あまり気にしない。
- e-Gov で使う機能は人によって限られており、その機能について、一度利用したらブックマークしてしまうことが多く、あまりトップページを見る機会がないのではないかと。
- 申請手続ごとに利用できるバージョンが違っていると、とても使いにくい。社会保険に係る申請を行おうとした際に、使用していた PC 端末の Java のバージョンが eLTAX に合わせたバージョンとなっていて、e-Gov でのバージョンと合っておらず、申請ごとに Java のバージョンなど変える手間等を考え、断念したことがある。
- 士業など比較的電子申請になれている人の場合には、Java のダウンロードやバージョンアップへの対応にも抵抗感はあまりないだろうが、個人や高齢者などにとっては、電子申請の利用を断念する要因になりかねない。
- HTML5 では多くの新しい機能を活用することができ、利用すれば、面白い選択にはなる。HTML5 を使用した場合、各社がすぐに対応できず、一時的にはブラウザが限定されてしまうかもしれないが、短期間で対応してくることが予想されるため、その心配はあまり必要ないのではないかと。また、Java スクリプトなどのように、サーバに負荷がかかるような仕組みでもない。
- アプレットを利用すれば、Java のバージョンなどに依存しない方法で実現できるのではないかと。署名の部分は根本的な部分を変更しないと難しい。例えば、サープレットはクライアントに依存しない。
- e-Gov を利用していない人たちにとっても、スマートフォン等に対応していれば、利用するきっかけになるのではないかと。

(以上)

## 近畿地区電子政府推進員協議会（地域懇談会）

日 時：平成 24 年 2 月 23 日（木）14:00～16:00

場 所：大阪合同庁舎第 2 号館（大阪市）

出席者：電子政府推進員（敬称略）

辻 正次（オピニオンリーダー（大学教授） 地区会長）

長谷川 清（司法書士）

檀浦 武（土地家屋調査士）

三村 良三（行政書士）

事務局職員



議事概要（主な意見・要望等）

### 1 業務プロセス改革について

- ・ 関西には、民間会社を中心となって運用している引っ越しワンストップサービスというものがある。業務プロセス改革を進めることで、1 回の申請で、府省の枠を超えているような手続が出来るようなサービスを提供できるようにしてほしい。
- ・ 電子申請が普及しない最大の原因は、認証制度の問題だ。現在検討中の番号制度も税と社会保障に限定されているようだが、対象範囲・サービスを広げて普及させていく必要がある。
- ・ 業務プロセス改革計画の目標には、オンライン利用率やユーザー側の満足度だけでなく、行政側の業務効率化効果を分かりやすく示してほしい。
- ・ 登記の手続については、汎用システムをやめたことで使い勝手がよくなったことは事実だ。しかし、法務省の業務プロセス改革計画（案）で、一部の添付情報の提出を省略することができるとしているが、これは添付書類別送又は窓口提示方式（いわゆる「半ライン申請」方式）のことなので、この添付書類の在り方を更に見直さない限りオンライン利用は進んでいかないだろう。  
また、土地家屋調査士は依頼者の認印で本人確認の書類としている手続が多いので、士業者が確認することで添付書類の提出を省略できると有り難い。
- ・ 法務省の業務プロセス改革計画(案)中、本人確認方法に係る見直しに関する事項で、登記義務者又は登記権利者の電子署名を省略し、資格者代理人の電子署名で足りるものとしているが、実際には、別途書面を窓口で提示する必要があるため、提示を原則不要化し、必要に応じて確認を求めるようにできないか。
- ・ 申請者が登記事項証明書を法務局に提出するケースは、まさに自府省の持っている情報

の確認なので、年金受給権者現況届（住基ネットの情報を活用）のように、バックオフィス連携で確認すれば足りるように改善できないか。

- ・ 宅地建物取引業の電子申請は利用者が少ないので休止になったが、オンライン利用が伸びないから休止にするのではなく、出頭が必要だったり、紙での申請が別途必要だったりといった業務そのものを改善してほしい。

## 2 e-Gov について

- ・ e-Gov より、民間の検索サイトを検索した方が短時間で情報を見つけられることが多い。例えば、電子政府推進員の情報を探す場合、e-Gov ではどこに掲載されているか分かりにくい、民間の検索サイトを利用するとすぐに見つかる。e-Gov でも、利用する情報はもっと見つけやすい箇所に配置してもいいのではないか。
- ・ 情報を分類して掲載しているようだが、利用者の考える分類と一致していないため、目的の情報にたどり着きにくい。
- ・ 利用者の視点に立ったサイト作りをしてほしい。例えば、パブリックコメントの内容を確認したら、それに関連する法令を探したい、といった利用者の行動パターン、ニーズを理解して、関連する情報をまとめて掲載又はリンクしてほしい。
- ・ e-Gov に電子申請システムを集約するという話があったが、各申請システムがバラバラに存在していることは残念。また、e-Gov から各申請システムに簡単に行けるよう情報提供すべきだ。今の案内方法は非常に分かりにくい。
- ・ 可能かどうかは分からないが、例えば、IE は PC に標準で搭載されており、多くの人が利用しているが、e-Gov へリンクするアイコンを標準的に PC に搭載することなどはできないか。国の情報なら e-Gov へ、といったようなイメージのポータルサイトにできればいいのではないか。また、利用者にとっては、国も地方公共団体も関係ないので、地方公共団体への情報リンクもしっかりやってほしい。
- ・ 市のホームページをフェイスブックに掲載するといった、画期的な試みを行っている自治体がある。利用者からの意見・要望を踏まえて、その都度改修していくことはもちろん大事だが、大きな方向転換も必要ではないか。

（以上）



## 四国地区電子政府推進員協議会（地域懇談会）

日 時：平成 24 年 2 月 29 日（水）14:00～16:00

場 所：高松第 2 地方合同庁舎（高松市）

出席者：電子政府推進員（敬称略）

本田 道夫（オピニオンリーダー（大学教授）、地区会長）

三野 隆子（税理士）

竹内 隆志（社会保険労務士）

事務局職員



議事概要（主な意見・要望等）

### 1 業務プロセス改革について

- ・ 土業の認証局は莫大な維持管理費用の負担が重く、その維持が困難になり、民間に移行していく傾向があるが、その民間認証局も撤退傾向にある。国の方で、国家資格を有する者であることが証明できる電子証明書を発行し、国民が安心して利用できる電子政府用認証サービスを提供できないものか。
- ・ 税務署の法人税担当に委任状を送信した際に、税務署から届いていない旨連絡を受けた。経緯としては、総務担当が受信したため、個人情報保護の関係から内部で閲覧権限があるため法人税担当が確認できなかったと説明を受けた。受信通知と受付番号を示しているのだから、内容は見られないとしてもその番号の書面が届いたという情報だけは内部で情報共有してほしい。
- ・ 税務署に電子申請した場合、処理されているのか不明なため、現在の処理状況が確認できるようにしてほしい。また、同一申請について複数回やり取りした場合等、どのデータで更新されているのか不安であるため、自身の最新情報を確認できるようにしてほしい。
- ・ 今年の確定申告から、一定の金額未満の年金受給者は確定申告の手続は不要になったが、これは所得税のみの対応で、住民税の申告は引き続き必要なので、利用者の申請負担はあまり変わらない。法律の違いはあっても所得税と住民税は用紙が複写になっているくらい同じ様式なのに、eLTAX のみの申告をしようとするとう国税ソフトは流用できず手書きになってしまう。そもそも同じ所得から導かれる国税と地方税を別々のシステムに申告することが無駄である。すでに消費税・地方消費税は、一枚の申告書の中に両方が記載でき納税も一括になっている。手続の一元化を望む。
- ・ 電子申告では、経理担当者が行う毎月の源泉所得税の申告を含め、すべての申告内容が

同一のメッセージボックスに入っている。ログインすれば、本来、経理担当者が知る必要のない法人の決算情報まで全て確認できる状況となっているため、IDを2種類使えるようにしてほしい。申告の案内や還付金の処理状況メールが納税者に届くが、税理士にも届くようメールアドレスを2つ登録できるようにしてほしい。

- ・ 申請システムの改修時にも士業などのユーザーの意見を積極的に取り入れるべき。
- ・ 離職票を伴う雇用保険被保険者資格喪失届は一括申請も可能になったので評価しているが、その一方で、添付書類の容量制限 150KBがあるので、何とかしてほしい。

## 2 e-Gov について

- ・ 6省庁の手続しかできないのは不満だ。手続がどのシステムでできるか(e-Govなのか国税庁のように自前のシステムなのか)は、ユーザーからはどうでもよいことだ。「総合窓口」と言うのなら、他の電子申請システムの入口も網羅し、それを分かりやすい場所に表示するなどしてほしい。
- ・ e-Gov は、いろいろな機能を詰め込みすぎているので、トップページが分かりにくいのは当然だと思う。例えば電子申請だけに絞って、あとの情報提供系機能については政府広報に任せるなど、提供情報の整理が必要だ。
- ・ スマートフォンで申請を行う機会は少ないと思うが、携帯端末では、申請したものの状態や、過去の申請内容の確認ができるといいと思う。

(以上)

## 九州地区電子政府推進員協議会（地域懇談会）

日 時：平成 24 年 3 月 1 日（木）14:00～16:00

場 所：福岡合同庁舎本館（福岡市）

出席者：電子政府推進員（敬称略）

横山 正人（オピニオンリーダー（大学教授）、地区会長）

岩本 宏憲（司法書士）

熊本 準一（社会保険労務士）

関 輝明（行政書士）

事務局職員



議事概要（主な意見・要望等）

### 1 業務プロセス改革について

- ・ 法務省の業務プロセス改革計画（案）の「登記関係手続」の主な視点 「オンライン申請時における本人確認方法に係る見直し等」の 「資格者代理人がオンライン申請を行う場合、登記義務者、権利者の署名を省略して代理人の電子署名で足りる」としているのは画期的なこと。また、 で「会社の代表者署名を省略し、資格者代理人の署名で足りる」としているのも素晴らしい。 は元々法務省の中に情報があって、紙の申請の時には自らが内部で確認しているのに、オンライン申請になると申請者側に確認させるというのはおかしい。
- ・ 行政機関が保有する情報を活用して貰いたいというのは、例えばマンションの 100 戸について登記申請する場合、70 戸以上は別の申請に分けてくださいということがあるが、情報は同じなのだから申請データを申請者側で別々に入力させなくても、法務省内で見れば分かるはずだ。  
また、法務省から提供される情報がテキストデータになっていないので、カットアンドペーストができず不便である。これはソフトハウスが提供するソフトウェアではできる。画像情報にする必要があるのか。
- ・ 登記申請に当たっての管轄制度は廃止すべきと考えている。登記所は表示登記の現地調査のみ行えればよいのではないか。それに、登記官によってやり方が違う点も問題だ。
- ・ 国民目線での議論が必要。今年から、郡部の商業登記は県都の法務局の管轄になった。したがって、申請するには、県都の法務局の窓口まで行かなくてはいけなくなった。窓口行政のマイナス面が大きいので、電子行政のプラス面が目に入ってこない。

- ・ オンライン利用率が低い手続を紙に戻しても特に支障はないと思う。
- ・ 電子申請システムはかなり改善されてきたと感じている。利用範囲を広げていくのは送り手側の努力としてはあるが、最終的には申請者側がどう判断するかということがある。すべての手続をオンラインでというところから、方法を選択して行うという転換点に来ているのではないかと思う。
- ・ 休日にシステムを停止するのではなく、24時間運用をしてほしい。オンライン申請だけはいつでもできるようにしておいてほしい。
- ・ e-Tax、eLTAX がなぜ使われないかアンケートをしたら「連動していないから」という理由が多かった。また、eLTAX は広報が不十分。e-Tax と eLTAX が一緒になって広報をすればよいと思う。

## 2 e-Gov について

- ・ e-Gov のトップページを誰に見てほしいのかをはっきりさせることが大事。
- ・ e-Gov は、政府のポータルサイトであるが、国民全体を見ているとは言えないのではないか。
- ・ サイトに入った瞬間、探しにくいという印象だ。
- ・ 国民にとって、もっと政府に親しみを感じやすいものにするのがよいのではないか。
- ・ 検索機能の見直しが必要。あいまい検索ができるようにした方がよい。
- ・ e-Gov 電子申請の事前準備については、以前に比べて使いやすくなっていると思う。
- ・ 問題なのは、一般の人は「e-Gov」という言葉も知らないということ。総務省は地デジ化であれだけ宣伝したのだから、しっかり周知してほしい。
- ・ PC を購入する際、電子申請についてのソフトウェアもインストールが終わっているという状態ならばオンライン利用は普及するだろう。
- ・ IC カードリーダーなど、どこで売っているか分からない。
- ・ ソーシャルネットワークは身近なメディアであり、もっと積極的に利用すべき。
- ・ Facebook はコンテンツの作成が必要になるので、お知らせ等の情報を Twitter で流すということを検討してみたらよいのではないか。
- ・ 社会保険・労働保険の申請を行う際に添付するデータ形式が、JPEG、PDF 等が混在しているので、統一してほしい。
- ・ e-Gov はあくまでもポータルサイトなので、自ら情報を持つのではなく、利用者をいかに案内・誘導できるかが重要だ。

(以上)

## 電子メール等でいただいた電子政府推進員の意見・要望（概要）

電子政府推進員協議会（地域懇談会）の開催とは別に、平成 24 年 2 月～3 月の間に、電子政府推進員から電子メール等で提供いただいた業務プロセス改革計画（案）等に対する意見・要望（概要）は、下記のとおりです。

### 【指標・目標の設定について】

- ・ 国税等の業務プロセス計画（案）の主な成果指標と目標については、現状分析に基づいた設定となっており、実現可能な数値と考える。また、土業による利用率の向上は業界の取組が進められていることから、成果が上がっていると考えられる。今後は、個人を対象とする手続のオンライン利用率の向上が鍵となると考える。このため、土業への業務集中策を一層講じるとともに、個人利用にかかるオンライン利用率を把握し、個人のオンライン利用の向上方策も推進すべきと考える。（オピニオンリーダー）
- ・ 厚生労働省等の業務プロセス改革計画（案）には、目標値として『磁気媒体、データ連携等を含むオンライン』との表記が各所にあるが、本来のオンライン申請ではないものを加えて目標設定すべきでない。  
また、電子申請全般においては、オンライン自動化（人の手が加わらなくても申請可能）が前提での利用方法や実績を把握すべきである。企業や地方自治体等の中には、真の自動化や外注費の削減も含めて取り組んでいるところもある。コスト削減、効率化がどこまで進んだか、自動化がどこまで必要かなどを含めた全体論を経て、個々の取組を評価すべきと考える。（ITコーディネータ）
- ・ 雇用保険関係の申請・届出後の処理日数の短縮については、もっと具体的な指標を立てて末端の窓口にも徹底を図ってほしい。（社会保険労務士）

### 【業務プロセスの取組内容について】

- ・ 国税申告手続については、個人の事業主等（飲食店等）でも簡単に申告ができるよう、例えば携帯電話等を使った申告なども可能となるよう、制度やシステムの見直しが将来的に必要ではないか。（ITコーディネータ）
- ・ 国税の申請システムの使い勝手の改善については、これまで様々な調査結果や利用者からの意見・要望に基づいて多くの点で改善されてきた。それでもなお使い勝手の悪さや難しさが指摘されている点について、一層の工夫が求められているように考える。例えば、業務知識や習熟度の異なる人たちが一連の操作をする場にシステム技術者が立会い、利用者がそれぞれのレベルで分からない手順、困難な手順、間違っている点等を観察し、改善点の把握に努めることも一つの方法だと思う。単に税務署で申告者の操作支援をするでは

なく、その際に課題等の把握にも留意することが必要。(オピニオンリーダー)

- ・ 所得税の申告については、市町村では、地方税申告支援として相談会場を設け、申告の相談と申告手続を支援しているが、地域市町村で共同開発した地方税申告支援システムを活用して相談会場でデータの作成を行っている。その結果として所得税申告書を帳票出力し、本人確認・押印、添付書類を貼付の上、税務署に提出している。

このとき作成される申告データを e-Tax データとして活用することにより、市町村作業の軽減、納税者の利便性の向上、税務署の入力作業等の軽減が図られるとともに、e-Tax の利用拡大に繋がると考える。なお、市町村において実施している地方税申告支援システムにより取得した所得申告情報を、所得税申告データ(e-Tax データ)として活用、送信するためには、納税者の了承が前提であるので、e-Tax 利用者識別番号の即時取得(初年度のみ)及び送信する仕組みの改善を要望する。

また、現在、税理士に認められている税理士の送信代理と同様に、市町村税務職員による臨時税務代理権限での e-Tax 代理送信を認めてほしい。(ITコーディネータ)

- ・ 医療費の領収書等第三者が発行する書類の添付省略は大変評価できるが、医療費の還付申請そのものの足切りを上げる、もしくは医療費控除をなくすなどして、還付の確定申告が必要なケースを減らす方が良いと思う。高額な医療費は申請して振り込む形にすれば、納税者・税務署両者が確定申告時に効率化できるのではないかと。(税理士)
- ・ ヘルプデスク及び申告書の受付時間そのものについて、インターネットで行うことを決めた時点から、24 時間 365 日受付可能にするのが本来のサービスであると考えている。(税理士)
- ・ オンライン申請に関する広報については、かなりその存在は浸透してきたものの、いざやる気にさせるまでの PR が無いと思う。トレンドドラマの主人公がさりげなく電子申告をしているシーンを増やすようにすれば、若い納税者は積極的に参加してくれると思う。法人については、税理士の代理送信があるので、税理士全員が理解するように、団体としてオンライン申請を推進していきたい。(税理士)
- ・ 登記の 建物滅失の申出、 地図訂正の申出、 地積測量図訂正の申出、 建物図面(各階平面図)訂正の申出等のうち、 ~ については、最終的に図面を地図情報システムに登録することが目的であり、登記申請と同じ処理をしている。しかし、オンラインでの申出ができないため、図面データを紙の図面にして申出をし、法務局でスキャンによる電子化をして地図情報システムに登録しているのが実態。せっかく作成したデジタルの図面データをそのまま生かせるようなシステムにしてほしい。(土地家屋調査士)
- ・ 法務省(登記)の業務プロセス改革計画(案)について、オンライン申請の場合に限り、不動産登記令第 11 条による添付情報の省略にかえて、会社法人等番号や不動産番号による添付情報の省略を認めてほしい。

資格代理人によりオンライン申請を行う場合は、資格代理人による電子署名で足りるも

のとしているが、申請人の電子署名付き委任状もしくは、書面による委任状の提出が必要であるため、書面による委任状を電子化したものを添付するのみで可としてほしい。

個人の電子署名は公的個人認証カードにより行っているが、携帯電話やスマートフォンの IC チップ等を利用して電子署名が可能になればもっと普及すると思う。オンライン申請の利用時間は、24 時間 365 日が望ましいが、それに先駆けて午前 6:00 くらいから利用できるようにしてほしい。(土地家屋調査士)

- ・ 物件検索から検索した所在は、登記記録の所在と表記方法が異なるため既登記の登記申請には利用できるが、表題登記においてはそのまま利用できない。都道府県名を削除することと、丁目の をアラビア数字から漢数字に変更しなければ、登記記録に登録できない。申請人もしくは法務局の職員が毎回手作業で修正しているので、改善してほしい。(土地家屋調査士)
- ・ オンライン申請に係る利用者の満足度で、目に見える形で登記申請・登記処理が改善されてきているかという問題がある。オンラインで申請を行っても、法務局で、申請情報は紙に印刷して、昔ながらの紙ベースで登記処理がなされている。これでは、せっかくオンラインで登記申請をしても、効率化を実感することができず、電子申請の意欲も半減してしまう。

また、各法務局の支局、出張所はオンラインでつながっているのだから、例えば、法人の印鑑証明書や資格証明書(登記簿)は添付を省略することは可能ではないか。(商業登記の集中化で、これまで同一管轄内の法人であれば省略できていたものが、省略できなくなるなど、逆行している例もある。)(土地家屋調査士)
- ・ 表示に関する登記では、添付書類(証明情報)が多く、それがオンライン利用の進まないネックの一つになっている。添付情報の PDF 化・資格者代理人の電子署名付与により、原本提示の省略が可能になれば、オンライン申請は拡大すると考えられる。(原本は登記完了まで資格者代理人が責任を持って保管し、法務局の求めに応じて、いつでも提示できるようにすべき。)(土地家屋調査士)
- ・ 表示に関する登記の添付情報には様々なものがあり、添付情報の作成者が電子署名を付与する事が不可能である場合が多い。このことから、添付情報の特則として、電磁的記録を作成した者(土地家屋調査士)の電子署名が行われているものでなければならない(不動産登記令第 13 条 1 項)としているが、現状では、電磁的に記録した情報の原本を提示しなければならず(不動産登記令第 13 条 2 項)、この点は原本を提示するのではなく、土地家屋調査士の電子署名及び、登記申請に添付する調査報告書等により、当該情報の信憑性を担保しうる情報を記載し、これをもって原本の提示なくとも処理すべきである。(土地家屋調査士)
- ・ 申請人(個人)が登記申請をする際に電子署名を付与するためには、住民基本台帳カード(公的個人認証)が必要であるが、普及しておらず、現実的には困難であり、委任状を

電子送信することが出来ない。委任状についての扱いを、不動産登記令第13条2項の扱いが出来ることとし、且つ原本を提示することなく処理すべきである。土地家屋調査士は申請人の意思確認や本人確認等を行い、その内容等について調査報告書に記載しており、また、表示に関する登記においては、報告的登記も多々あることから、それらの事を踏まえ柔軟に対応すべきである。(土地家屋調査士)

- ・ 登記事項証明書だけでなく、地図証明書等の図面についても手数料軽減措置を実施してもらいたい。また、分筆登記や合筆登記等の登録免許税についても、オンライン申請を行うことによって減税措置が受けることが出来るようになれば、一層のオンライン利用の促進が図られるのではないかと。(土地家屋調査士)
- ・ 表示に関する登記については、一部を除いて委任状への押印は認印で足りる。住基カードが普及していない現状で、申請人に電子署名を求めることは困難であるので、資格者代理人の電子署名で申請可能になれば、オンライン申請は拡大すると考えられる。そこまで行かなくても、申請人本人が自署押印した紙の委任状についても、PDF化・資格者代理人の電子署名付与により、原本と同等の扱いにしていきたい。(表示に関する登記については、登記官の実地調査権が認められおり、不動産の物理的状況等について登記官が自ら確認できる。)(土地家屋調査士)
- ・ 本年2月20日から新しい登記情報提供システムがスタートしたが、これまで要望が多かった機能が実装され、使い勝手が大幅に向上し、おおむね好評である。今後も、ユーザーの意見要望を取り入れながら、よりよいシステムに改善してほしい。また、利用時間の拡大では、土曜・日曜に利用できるようにしてもらいたい。(土地家屋調査士)
- ・ 登記情報の請求について、休日でも利用可能にすることや、利用時間をさらに拡大することによって、利用者の利便性の向上につながるとともに、利用率の向上にも繋がるのではないかと。業務においては、土・日・祝日に登記情報の請求を必要とすることが多々あり、現状では不便。(土地家屋調査士)
- ・ 日本年金機構の磁気媒体申請(届書作成プログラム)に、一括申請用データ(ZIP)の作成機能を追加してほしい。日本年金機構の磁気媒体申請(届書作成プログラム)にて作成できるCSVデータ(9種類)の届について、一括申請用データが併せて作成できれば、電子申請の利用率がさらにアップすると思う。(社会保険労務士)
- ・ e-Govの操作性について、基本情報の事前登録機能と添付資料(「提出代行に関する証明書」「委任状」「同意書」等)がセットできる機能があると便利だ。(社会保険労務士)
- ・ 社会保険・労働保険関係の申請システムの構築・改修時のユーザテストに、利用者である社会保険労務士も参加させてほしい。(社会保険労務士)
- ・ オンライン申請に要する時間短縮には、一括申請ソフトの活用が最も効果的だと思われる。(社会保険労務士)
- ・ 第3号被保険者の住所変更届は、住民基本台帳ネットワークシステムを活用することで、



届出不要にしてもらいたい。(社会保険労務士)

- ・ 行政書士が、どこの自治体窓口でも広域的に、住民票の写しや戸籍の附票の写し等の職務上請求ができるとありがたい。オンライン利用に固執して制約のあるサービスを提供するよりも、窓口における利便性が高い方が、国民の期待に応えられると思う。

相続手続等で個人情報を厳格に取扱う必要があるオンライン利用においては、その代理人の資格は厳正にすべきだ。(行政書士)

- ・ 許認可の申請者に必要な添付書類として、納税証明書や労働保険納付証明書など各種公的証明書があるが、その取得が個人・法人レベルで在宅で容易にできることが望ましい。また、個人・法人に先行してその申請代理人に権利が付与されれば、電子化の促進につながるだろう。(行政書士)

- ・ 輸出入・港湾関係の手続について、申請データの PDF 化には初期投資費用が必要で、負担増になる通関業者も少なくないと考えられるので、従前の申告方法は残すようお願いしたい。(通関士)

- ・ 輸出入関係手続の修正申告書を作成する際、すべての項目を入力しなければならなかったのが、2009 年から当初輸入申告情報呼出し業務(D L I 0 2)を利用しデータを呼出せるようになったため、正確で迅速な書類作成が可能となり利便性が向上した。

しかし、複数の当初申告を 1 件の修正申告書にまとめて作成することは想定されておらず、輸入者からは 1 件にまとめるよう要請が頻繁にある。このような場合、2 件目以降の当初申告データをコピー & ペーストするか若しくは手入力するしか方策はなく作成業務に時間を要している。このため、1 件の修正申告に複数件数の当初申告データを反映させる事が出来るようにシステムを修正してほしい。

また、延滞税額も修正申告書作成当日での額しか表示されていないが、実際の納付は税関の審査を経て行われるため数日先になる。納付準備のため納付額を輸入者に連絡するが、修正申告書 1 件に複数の当初申告をまとめた場合、延滞税照会業務(I C D)で当初申告毎に延滞税を出力しなければならず非常に手間のかかる作業となるので、これを修正申告書作成業務(A M B)で納付予定日を任意に入力する事を可能とし、納付予定日での延滞税が一度に表示されるよう、システムの修正をお願いしたい。(通関士)

#### 【その他】

- ・ 電子政府推進員として以前よりアンケートやヒアリングを通し意見を述べているが、毎回一方通行で終わっている。可能なものについては、行政サイドからの回答や見解などを示してほしい。(社会保険労務士)

(以上)